

## 平成23年度「ゼロ災トライアル100」 ～リスク低減、ゼロ災へ～ 実施要綱

### 1 趣旨

「ゼロ災トライアル100」は、昨年度初めて実施され250を超える事業場が参加しました。その結果、従業員の安全意識が高揚し、具体的な災害防止対策の実施が促進され、参加を契機にリスクアセスメントを始める事業場もあったなど、参加事業場の安全衛生活動の推進に大きな役割を果たすことができました。

また、85%の事業場がトライアルへの参加を評価するとともに、82%の事業場がゼロ災の目標を達成しました。参加事業場の休業4日以上労働災害は21年の12件から22年は10件と17%減少し、災害発生事業場に占める参加事業場の割合も29%から25%に減少するなどの成果を得ることができました。

しかし、墜落・転落災害の防止などリスクに応じた具体的な災害防止対策の実施率は必ずしも高くなく、100%のゼロ災目標は達成できませんでした。さらに、トライアル実施期間中の恵那労働基準監督署管内の休業4日以上全労働災害は40件と、21年の同期間に比べわずか1件の減少にとどまるなど、大幅に災害を減少させることはできませんでした。また、依然として従来型の災害が多発しており、関係者のさらなる努力が求められています。

このようなことから、本年度も第2回目の「ゼロ災トライアル100」を提唱することとしました。各事業場がトップの決意のもと明確な目標を明示し、全員参加による自主的な安全衛生活動を積極的に展開すること。そして、災害につながるリスクを低減する具体的対策を実施することが必要です。

より多くの事業場の参加を求め、地域を挙げて管内の死亡災害の撲滅と休業災害の大幅な減少を目指すものです。

### 2 実施期間

平成23年7月1日～10月8日(100日間)

### 3 主唱者

恵那労働基準監督署

### 4 協賛者

岐阜県労働基準協会連合会、恵那労働基準協会

### 5 協力者

中津川市、恵那市、中津川警察署、恵那警察署、中津川商工会議所、恵那商工会議所、中津川北商工会、恵那市恵南商工会、恵那医師会、恵那建設業協会、恵那地区金融機関労務改善連絡協議会、恵那テクノパーク協同組合、紙パ研究会、岐阜県花崗岩販売協同組合、岐阜県社会保険労務士会東濃支部、岐阜県東部電気工事協同組合、岐阜県トラック協会恵那支部、協同組合菱風会、中津川中核工業団地三木会

### 6 実施者

恵那労働基準監督署の管内に所在する事業場(建設業の場合は店社単位、工事現場単位のいずれも可)で、趣旨に賛同し本無災害運動に参加する事業場(建設工事現場については、工期が平成23年7月1日から10月8日の全期間を工期内とする現場に限ります。)

## 7 目標

トライアル参加事業場は、実施期間中の死亡及び休業労働災害ゼロを目標とします。

## 8 実施要領

- (1) 主唱者及び協賛者は、本実施要綱を公開し、本トライアルの周知・広報を行うとともに参加事業場を募集します。
- (2) 主唱者は、本トライアルの周知・広報及び参加事業場の募集について協力者に対し、支援・協力を依頼します。
- (3) 本トライアルに参加する事業場は、4月1日(土)から6月3日(金)までに、恵那労働基準監督署あてに「参加申込書」により、ファックス又は郵送などで申し込みます。
- (4) 主唱者は、事業場名等を公開しても良い参加事業場については、事業場名・業種・所在市町名を岐阜労働局のホームページに掲載するなどにより公開します。
- (5) 主唱者及び協賛者は、参加事業場を対象に、6月27日(月)午後、シアター恵那において「ゼロ災トライアル100推進大会」を開催します。
- (6) 主唱者は、推進大会出席事業場には大会当日に、その他の参加事業場には大会後すみやかに、「参加証」「実施要綱」「重点実施事項」「実施結果報告書」「参加公開事業場名簿」及びポスターなどを配布します。
- (7) 参加事業場は、「ゼロ災トライアル100重点実施事項」を参考に、実施期間中工夫をして効果的な安全衛生活動を積極的に行います。
- (8) 参加事業場は、労働災害が発生した場合は的確に把握対応するものとし、労災かくしが発生しないよう留意するものとします。
- (9) 参加事業場は、実施期間終了後10月28日(金)までに、「実施結果報告書」を恵那労働基準監督署あてにファックス又は郵送などで提出します。
- (10) 主唱者は、目標を達成した事業場には、「目標達成証」を送付します。
- (11) 主唱者は、随時災害事例などの情報を提供するとともに、本実施要綱など本トライアルの実施に関する事項及び実施結果などについて、岐阜労働局のホームページに掲載するなどにより周知・広報を行います。

## 9 ゼロ災の定義等

### (1) 定義

本トライアルにおける災害とは、現に事業場内で就労(作業)している者(出向労働者、派遣労働者、構内下請の労働者、資材製品の運搬若しくは事業場内設備機械の修繕など出入り業者の労働者又は一人親方など当該事業主と直接の雇用関係に無い者も含む)が当該事業場内において、又は直接の雇用関係にある労働者が出張先、派遣先など当該事業場外において、死亡又は休業が必要な負傷若しくは疾病を被ることを言い、通勤災害を除くものとします。

なお、この場合の休業とは、賃金の支払又は休業補償の有無にかかわらず、災害発生日の翌日以降に療養のため所定労働時間の全部又は一部を休業することを言います。

ゼロ災とは、このような災害を実施期間中1件も発生させていない状態とします。

また、建設店社及び林業の事業場の場合は、恵那労働基準監督署の管内であるかどうかにかかわらず、実施期間中の全ての作業現場における災害を含めるものとします。

### (2) 報告及び目標達成証

参加事業場は、上記定義に基づき目標達成の有無を判断し、実施結果を報告するものとします。

主唱者は、実施結果報告書に明白な瑕疵があるなどの場合を除いて、原則実施結果報告に基づき目標達成証を作成し又は作成しないものとします。